

奈良国立大学機構公的研究費等の使用に関する行動規範

令和7年2月27日

役員会決定

大学における科学研究は、国民の信頼とそれに基づいた国民からの負託によって支えられている。とりわけ、公的研究費等（注）の不正使用は、その信頼と負託を大きく損なうものであり、それを起こした研究者が所属する機関ばかりではなく、我が国の科学技術振興体制を根底から揺るがすものである。

このことを踏まえ、奈良国立大学機構（以下「本機構」という。）は、公的性格を有する学術研究の信頼性と公正性を担保し、大学の学術研究業務に対する国民の信頼を確保するため、研究等を遂行する上での行動（態度）の基準を行動規範として次のとおり定める。

本機構に所属する研究者、研究支援者、事務職員、技術職員及びその他関連する者（非常勤を含む）（以下「構成員」という。）は、これを誠実に実行しなければならない。

- 1 構成員は、公的研究費等が機構の管理する公的な資金であることを認識し、公正かつ効率的に使用しなければならない。
- 2 構成員は、公的研究費等の使用に当たり、関係する法令・通知及び本機構が定める規程等、並びに事務処理手続き及び使用ルールを遵守しなければならない。
- 3 構成員は、研究計画に基づき、公的研究費等の計画的かつ適正な使用に努めなければならない。また、事務職員は、効率的かつ適正な事務処理を行わなければならない。
- 4 構成員は、相互の理解及び緊密な連携を図り、協力して公的研究費等の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
- 5 構成員は、公的研究費等の使用に当たり取引業者との関係において国民の疑惑や不信を招くことのないよう公正に行動しなければならない。
- 6 構成員は、公的研究費等の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、関係法令等の知識習得、事務処理手続き及び使用ルールの理解に努めなければならない。
- 7 公的研究費等の不正使用または不正の恐れがあることを知った構成員は、速やかに通報（告発）連絡窓口等に通報しなければならない。

（注）公的研究費等とは、運営費交付金、奨学寄附金、補助金、委託費等の本機構で扱う全ての財源を対象とするものとする。